



Financial Services Tax Group

News Letter

Special Issue - June 4, 2004

租税条約に関する届出等の様式の改正について

平成 16 年 5 月 20 日付にて国税庁長官より各国税局長宛に発せられた法令解釈通達において、租税条約に基づく租税の軽減・免除に関する申請、届出等の様式が改訂および新設されました。当該新様式は、その後平成 16 年 5 月 27 日に国税庁のホームページに掲載されました。

適用時期

当該新様式は全ての租税条約について直ちに適用されます。

様式の改訂および新設

この通達により、日本が 55 カ国と締結する全ての租税条約について、納税者が租税条約に基づく租税の軽減・免除の適用を受ける場合の申請、届出等の様式が包括的に改正されました。

今回改訂および新設された様式は、新日米租税条約の煩雑な規定の下での要件に幅広く対応するものとなっています。新日米租税条約は(納税者が新条約の適用を 12 ヶ月間延期した場合を除き)源泉税については 2004 年 7 月 1 日から適用となります。しかしながら、新様式は日米間の投資だけを対象としているものではありません。日本が欧州各国と締結する既存の租税条約の多くは締結後 20 年以上を経過していますが、財務省は、これらの条約の改正にあたって、新日米租税条約をモデル条約として交渉する方針を表明しています。最近の新聞報道によると、対日投資に関して有利な規定がある日蘭租税条約が、このような方針に沿って改正交渉が行われる最初の条約とされています。

複雑な規定

新日米租税条約によりもたらされる最も重要な特典は、配当、利子および使用料に対する源泉税率の大幅な引き下げです。しかしながら、条約の特典を受けられる適格者であることを立証するための複雑な規定や詳細なテストが、新条約の重要な改正点として追加されています。

これらのテストは、新日米租税条約では、特典制限条項、一定の所得種類に対する対導管規定および受益者概念として規定されており、納税者は租税条約に関する届出書の提出に際し、これらの要件を十分に理解し、また遵守しなければなりません。

特典制限条項は重層的な規定となっており、また、思わぬ落とし穴があります。特典条項に関する付表も含め、租税条約に関する届出書の提出に際しては、これらの規定にかかる要件を満たすか否かについて、税務専門家の助言を得ることを強くお勧めします。

重要な改正点について

各様式についてそれぞれ多数の詳細な記載が求められていますが、金融機関にとって最も重要なのは、配当、利子および使用料に関する源泉税率の軽減・免除の適用に関する様式であると考えられます。これらの規定は、改訂後の様式 1、2 および 3 ならびに必要な付表等（新様式 16、17 および 18）において定められており、基本的な記載内容は共通しています。

重要な改正点のみに限ると、租税条約に基づく軽減・免除の適用に関する主要な改正点は以下の通りとなっています。

- 条約の特典を受けようとする者が他方の締約国において納税主体として取り扱われるか（団体課税） 構成員課税を選択しているかに関する明細。リミテッド・パートナーシップや LLC のような投資ビークルの導管性に関する事情の詳細や、条約の特典を受けようとする非居住者の居住国の税務当局が発行する居住者証明書が要求される場合もあります。
- ある団体が構成員課税を選択する場合には、条約の特典を受けようとする団体の税務上の取扱いおよび居住国とともに、「外国法人の株主等の名簿兼相手国団体の構成員の名簿」（新様式 16）。
- 免税・軽減条項の適用にあたり条約の規定により要求される場合には、「特典条項に関する付表」（新様式 17）の添付。この様式においては、（特典制限条項が初めて、そして現状唯一規定される租税条約である）新日米租税条約第 22 条に基づく各種のテストが規定されています。この特典制限条項については、税務専門家、金融機関の各業界団体および国税庁の間でも盛んに議論の対象とされているところです。
- 新日米租税条約第 22 条第 4 項の規定に基づく「租税条約に基づく認定を受けるための申請書」（新様式 18）。新日米租税条約第 22 条に基づく特典制限条項の規定のどれにも該当しない居住者は、この申請書により、権限ある当局に直接認定を受けるための申請を行うことが認められます。例えば、特典制限条項のその他の要件を満たさない非公開企業がこれに該当する場合がありますと考えられます。

届出書リスト

改正された届出書と新設された届出書の様式は以下のとおりです。これらは国税庁のホームページ www.nta.go.jp で公開されています。

様式	改正された届出書
1	租税条約に関する届出書（配当に対する所得税の軽減・免除）
2	租税条約に関する届出書（利子に対する所得税の軽減・免除）
3	租税条約に関する届出書（使用料に対する所得税の軽減・免除）

6	租税条約に関する届出書（人的役務提供事業の対価に対する所得税の免除）
7	租税条約に関する届出書（自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税の免除）
8	租税条約に関する届出書（教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税の免除）
9	租税条約に関する届出書（退職年金・保険年金等に対する所得税の免除）
10	租税条約に関する届出書（所得税法第 161 条第 3 号から第 7 号まで、第 9 号、第 11 号又は第 12 号に掲げる所得に対する所得税の免除）
11	租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書（割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。）
12	租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書
13	租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書（割引国債用）
14	租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書（割引国債以外の割引債用）

様式	新設された届出書
15	租税条約に関する届出書（申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除）
16	外国法人の株主等の名簿 兼 相手国団体の構成員の名簿
17	特典条項に関する付表
18	租税条約に基づく認定を受けるための申請書

本 News Letter でご紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用又はより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

プライスウォーターハウスクーパース 税理士法人 中央青山
東京都千代田区霞ヶ関 3 丁目 2 番 5 号 霞ヶ関ビル 15 階
金融部（TEL 03-5251-2417）

パートナー：藤本幸彦
 織米太郎
 大石克洋
 松田結花
 飯村鉄雄
 レイモンド・カーン

シニア・マネージャー：石田和美
 鬼頭朱実
 高木宏
 マネージャー：水谷猛雄
 平井義一
 高野公人

ディレクター：スチュアート・ポーター